

虐待防止に関する基準

社会福祉法人 来島会

(目的)

第1条 職員は、本法人が運営する施設の利用者（以下「利用者」という。）について、人間としての尊厳が守られ、豊かな人生を自己実現できるよう支援することが支援者たる本法人の責務であることを認識するとともに、確固たる倫理観をもって、その専門的役割を自覚し、利用者が福祉サービスを適切に利用できるよう支援する。

(職員の基本姿勢)

第2条 職員の基本姿勢は以下の通りとする。

- (1) 利用者の人間としての尊厳を大切にし、権利擁護に努めなければならない。
- (2) 支援、援助者としての立場を自覚し、利用者の主体性、個性を重んじなければならない。
- (3) 利用者が社会を構成する一員として、市民生活がおくれるよう、支援、援助しなければならない。
- (4) 利用者一人ひとりに障害等の軽減と自己実現に向けた、専門的支援・援助を行わなければならない。
- (5) 専門的役割と使命を自覚し、絶えず自己研鑽に努めなければならない。
- (6) 地域社会に存在する施設としての役割を認識し、障害のある人たちの地域生活の支援に努めなければならない。
- (7) 職員は、虐待と疑われる行為を発見したときは、速やかに虐待防止責任者に相談・報告するとともに、その利用者の支給決定をした市町村の窓口に通報しなければならない。

(虐待の形態)

第3条 虐待とは以下の形態のことという。

- (1) 身体的虐待
利用者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- (2) 性的虐待
利用者にわいせつな行為をすること又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。
- (3) 心理的虐待
利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
児童にあつては、児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児

童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（４） 放棄・放任

利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該施設に入所し、その他当該施設を利用する他の利用者又は当該福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の利用者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

児童にあつては、児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の児童の監護を著しく怠ること。

（５） 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分することその他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2 職員は利用者に対する日々の支援において虐待の防止に努めなければならない。

（虐待防止責任者）

第4条 虐待防止責任者は、各施設及び事業の長を充てる。

2 虐待防止責任者は、利用者の権利擁護のため必要に応じて職員研修の場を設ける。

3 虐待防止責任者は、虐待行為を確認した場合、倫理委員会を開催し、その内容を理事長に報告しなければならない。

（理事長の義務）

第5条 理事長は、職員との協定により理事会において処分内容について判断を仰ぐ。

（周知方法）

第6条 虐待防止責任者は、虐待の事実が認められた場合、その内容を職員研修の場で報告しなければならない。

2 虐待防止責任者は利用者や家族等に対し、氏名、連絡先を周知する。

（虐待の確認）

第7条 通報者及び当事者からの虐待報告を受けた虐待防止責任者は、次の事項を書面に記

録し、その虐待の内容について職員に確認する。

- (1) 虐待の内容
- (2) 通報者又は当事者の希望
- (3) 第三者委員への報告の要否

(市町村への通報)

第8条 虐待防止責任者は、職員からの相談・報告により、虐待行為を確認した場合は、速やかに虐待を受けた利用者の支給決定をした市町村の窓口に通報しなければならない。

(倫理委員会)

第9条 倫理委員会は以下の者で構成する。

- (1) 社会福祉法人来島会の管理職
 - (2) 第三者委員
 - (3) その他委員長が必要と判断した者
- 2 通報者、当事者の希望により前項より(2)を除くことができる。

(第三者委員)

第10条 社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を置く。

- 2 第三者委員は理事長が選任し委嘱する。
- 3 第三者委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 第三者委員は法人評議員、法人監事、民生委員、児童委員、学識経験者、弁護士、社会福祉士、精神保健福祉士、保護司の内若干名を充て、次の職務を行う。
 - (1) 虐待防止責任者からの受付けた内容の報告聴取
 - (2) 通報者又は当事者からの直接受付
 - (3) 通報者又は当事者への助言
 - (4) 通報者と虐待防止責任者の話し合いへの立会と助言
 - (5) 虐待防止責任者からの虐待に係る事案の改善状況等の報告聴取
 - (6) 日常的な状況把握と意見聴取
- 5 第三者委員への報酬は実費弁償を除き無報酬とする。

(虐待受けの報告)

第11条 虐待防止責任者は、通報者及び当事者が第三者委員への報告を拒否した場合を除き、受付けた虐待はすべて第三者委員に報告する。

- 2 投書など匿名の虐待については倫理委員会を開催し、必要な対応をする。

(虐待防止の努力)

第 12 条 虐待防止責任者は通報者又は当事者との話し合いによる解決に努める。その際、通報者、当事者または虐待防止責任者は必要に応じて第三者委員の助言及び立会いを求めることができる。

2 第三者委員の立会いによる通報者、当事者または倫理委員会による話し合いは、次により行う。

- (1) 第三者委員による虐待内容の調査確認
- (2) 第三者委員による改善案の調整、助言
- (3) 話し合いの結果や改善事項の書面での記録と確認

(虐待の記録、報告)

第 13 条 虐待防止責任者は、サービスの質の向上や、運営の適正化を確保するため、虐待の報告から改善までの経過と結果について書面に記録し、保存する。

2 虐待防止責任者は一定期間ごとに結果について第三者委員に報告し、必要な助言を受ける。

3 虐待防止責任者は通報者又は当事者に改善を約束した事項について、第三者委員に対して一定期間後報告する。

4 虐待防止責任者は、利用者本人及びその家族等の関係者に対し、調査結果及び改善内容について、プライバシー保護に十分配慮した上で、誠実に説明を行うものとする。

附則 この基準は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この基準は、平成 24 年 10 月 1 日より改定・施行する。

この基準は、平成 25 年 3 月 19 日より改定・施行する。

この基準は、平成 26 年 6 月 1 日より改定・施行する。

この基準は、令和 7 年 11 月 1 日より改定・施行する。

虐待防止の仕組み（概要）

